

特許法等関係手数料令等の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（第一条関係）

改 正 案		現 行	
<p>（特許法関係手数料） 第一条（略） 2 特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>			
納付しなければならない者	金 額	納付しなければならない者	金 額
一～六（略）		一～六（略）	
七 誤訳訂正書を提出して明細書、 <u>特許請求の範囲</u> 又は図面について補正をする者	一件につき一万九千円	七 誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をする者	一件につき一万九千円
八～十四（略）		八～十四（略）	
十五 明細書、 <u>特許請求の範囲</u> 又は図面の訂正の請求をする者	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額	十五 明細書又は図面の訂正の請求をする者	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額
十六（略）		十六（略）	
<p>3（略） （実用新案法関係手数料） 第二条（略） 2 実用新案法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>			

3 (略)	五 明細書、 <u>実用新案登録請求の 範囲</u> 又は <u>図面</u> の訂正をする者	一〜四 (略)	納付しなければならない者
			金額
六〜十 (略)	一件につき千四百円		

3 (略)	五 者 明細書又は <u>図面</u> の訂正をする者	一〜四 (略)	納付しなければならない者
			金額
六〜十 (略)	一件につき千四百円		

特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（特許原簿の範囲） 第九条（略）</p> <p>2 特許を受けた発明の当該明細書、<u>特許請求の範囲及び図面</u>（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下この条において「特例法」という。）の規定により<u>明細書及び特許請求の範囲に記載された事項並びに</u>図面の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記載されている場合にあつては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、特許登録原簿の一部とみなす。</p> <p>3（略）</p> <p>（職権による登録） 第十六条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 特許異議の申立てについての決定、審判又は再審による明細書、<u>特許請求の範囲</u>又は図面の訂正</p> <p>三了八（略）</p>	<p>（特許原簿の範囲） 第九条（略）</p> <p>2 特許を受けた発明の当該明細書及び図面（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下この条において「特例法」という。）の規定により<u>明細書に記載された事項及び</u>図面の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記載されている場合にあつては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、特許登録原簿の一部とみなす。</p> <p>3（略）</p> <p>（職権による登録） 第十六条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 特許異議の申立てについての決定、審判又は再審による明細書又は図面の訂正</p> <p>三了八（略）</p>

実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（実用新案原簿の範囲） 第三条（略）</p> <p>2 実用新案登録を受けた考案の当該明細書、<u>実用新案登録請求の範囲</u>及び図面（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下この条において「特例法」という。）の規定により<u>明細書及び実用新案登録請求の範囲に記載された事項並びに</u>図面の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、実用新案登録原簿の一部とみなす。</p> <p>3（略）</p>	<p>（実用新案原簿の範囲） 第三条（略）</p> <p>2 実用新案登録を受けた考案の当該明細書及び図面（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下この条において「特例法」という。）の規定により<u>明細書に記載された事項及び</u>図面の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、実用新案登録原簿の一部とみなす。</p> <p>3（略）</p>

改正案	現行
<p>（弁理士又は特許業務法人でない者が作成を業とすることができない書類等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>一 特許出願又は特許権の存続期間の延長登録、実用新案登録、意匠登録、商標登録、防護標章登録若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願に係る願書、明細書、<u>特許請求の範囲及び実用新案登録請求の範囲</u>、要約書、出願審査の請求書、意見書、出願公開の請求書並びに<u>手続補完書</u></p> <p>二 十一（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（弁理士又は特許業務法人でない者が作成を業とすることができない書類等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>一 特許出願又は特許権の存続期間の延長登録、実用新案登録、意匠登録、商標登録、防護標章登録若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願に係る願書、明細書、要約書、出願審査の請求書、意見書、出願公開の請求書及び<u>手続補完書</u></p> <p>二 十一（略）</p> <p>2（略）</p>